

行政経営会議 事案書

開催日：令和5年7月21日（金）
 担当課：環境施設農政部 農政課

件名：大和農業振興地域整備計画の変更について

提出理由：大和農業振興地域整備計画における農用地区域等の変更にあたり、その内容について了承を得るため

内容：

1. 背景等

- 本市は、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、昭和48年度に神奈川県から市街化調整区域内の6地区が農業振興地域に指定されたことを受けて、土地の農業上の有効利用と農業の近代化に向けた施策を推進するため、昭和49年度に大和農業振興地域整備計画（以下「整備計画」という。）を策定した。
- 整備計画は、農業上の利用を確保すべき区域である農用地区域を定める「農用地利用計画」と、マスタープランの性格を持つ「農業生産基盤の整備開発計画」「農用地等の保全計画」「農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画」「農業近代化施設の整備計画」等から構成される。

2. 計画変更の考え方

- 令和3・4年度に実施した基礎調査の結果明らかとなった営農環境の変化や農地の利用状況等を踏まえ、地域の実情に応じた農用地区域の確保と、農地の有効利用に向けた各施策の計画的な実施のため整備計画を変更し、農業振興地域における農業振興を図る。
- 集団的に存在する優良な農地等を引き続き確保するとともに、公共施設用地となった土地や農用地区域として不適な土地については農用地区域から除外する。
- あわせて、農業生産基盤の機能維持や農地保全のための利活用促進、直売施設等近代化施設の整備等の農業振興施策を計画に位置づける。

3. 主な変更点

(1) 農用地利用計画

①農用地区域の変更

- 公共施設用地や不適地等を農用地区域から除外する。

《農用地区域の概要》(ha)

	農用地	農業用施設用地	計
変更前	26.36	0.38	26.74
変更後	23.19	0.38	23.57
増減	-3.17	0	-3.17

《増減要因》(ha)

除外（公共用地）	-1.93
除外（不適地）	-1.24
除外（その他）	-0.01
地積更正による面積修正	0.01
計	-3.17

②その他の変更

- 農用地区域に含める土地に関する設定方針を明確化し、追加記載を行う。

(2) 農用地利用計画以外の計画

①農業生産基盤の整備開発計画

- 整備済み農業生産基盤の機能維持のため必要な見直しを行う。

②農用地等の保全計画

- 農地の機能低下を防止するため必要な見直しを行う。

③農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

- 農業における環境負荷低減の取り組みについて、追加記載する。

④農業近代化施設の整備計画

- 生産施設・機械、直売施設等近代化施設の整備を図るため必要な見直しを行う。

経過

S48年度 農業振興地域の指定（神奈川県）
 S49年度 整備計画策定
 S52、S60、H8、H17、H28年度 整備計画変更
 R3・4年度 整備計画の基礎調査実施
 R5.6～ 整備計画変更に関する県との事前調整

今後の予定

R5.7 農業委員会等の意見聴取
 R5.7 整備計画変更の県への事前相談（書面提出）
 R5.10 整備計画変更(案)の公告・縦覧
 R5.12 整備計画変更の県への協議（書面提出）・県同意
 R6.1 整備計画変更の公告・縦覧